平成23年6月1日

告示第36号

(趣旨)

第1条 この告示は、香南市長杯事業 (以下「市長杯事業」という。)の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における市長杯事業とは、さまざまな分野において開催される大会 等のうち、市長が最も権威あるものと認めたものに対し付与する「香南市長杯」の 名義使用の承認をするものとする。

(主催者)

- 第3条 市長杯事業は、次の各号のいずれかに該当する団体が実施するものとする。
 - (1) 市スポーツ協会及び市スポーツ少年団に所属し、その組織が市内において統 一されている団体
 - (2) 市内の公益法人
 - (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に認めた団体

(対象事業)

- 第4条 市長杯事業は、次の各号のいずれにも掲げる基準を満たすものでなければな らない。
 - (1) 参加者が競い合うことにより技能の一層の向上が期待できると認められる各種スポーツ大会等であること。
 - (2) 市長杯事業の規模は、市内全域を対象とした大会以上とし、参加者数の基準は概ね次のとおりとする。
 - ア 団体 10団体以上
 - イ 個人 30名以上

(承認要件)

- 第5条 市長杯事業は、次の各号のいずれにも掲げる要件を満たしているものでなければならない。
 - (1) スポーツの推進の向上に寄与するものであること。
 - (2) 公益性があること。

- (3) 法令等に基づく市の行政運営に反しないものであること。
- (4) 特定の宗教的又は政治的色彩を有しないこと。
- (5) 公序良俗に反しないものその他社会的な非難を受けるおそれのないものであること。
- (6) 開催の場所は、公衆衛生、災害防止等について、十分な設備及び措置が講じられていること。
- (7) 市民が広く参加し、主催者において確実な運営及び厳正な審査が行われること。
- (8) 主催者が入場料、参加料又は出展料等を徴収する事業にあっては、事業内容 及び割引等を勘案し適正な額であると認められるものであること。
- (9) 原則、香南市内で開催するものであること。
- (10) 継続的に行われるものであること。ただし、市長が特に認める場合は、その 限りではない。

(申請)

- 第6条 市長杯事業を実施しようとするもの(以下「申請者」という。)は、香南市 長杯事業実施申請書(様式第1号)に次の事項を記載した書類を添えて、市長杯事 業の実施の1箇月前までに市長に申請しなければならない。
 - (1) 団体の会則等
 - (2) 市長杯事業の開催要領
 - (3) 参加料等を徴収する場合は、その収支計画書
 - (4) その他参考となる書類

(決定)

- 第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、その諾否を決定し香南市長杯事業実施決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の決定に際して、当該事業の内容等により条件を付すことができる。(名義)
- 第8条 市長は、事業実施の承認を受けたもの(以下「事業実施者」という。) に対し、「香南市長杯」の名義の使用を認めるものとする。

(承認の取消し)

- 第9条 市長は、事業実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業実施の承認を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。
 - (2) 承認の基準を満たさなくなったとき。
 - (3) 承認の条件を履行しなかったとき。
 - (4) その他事業実施の承認にふさわしくないと認められる行為があったとき。
- 2 前項により承認を取り消したときは、香南市長杯事業実施承認決定取消通知書(様 式第3号)により当該事業実施者に通知するものとする。

(報告)

- 第10条 事業実施者は、名義の使用の承認を受けた事業が終了した場合は、速やかに 香南市長杯事業実施終了報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付し、市長に 提出しなければならない。
 - (1) チラシ又はポスター等名義の使用が分かるもの
 - (2) 収支決算書(参加料等を徴収する場合に限る。)

(事務の処理等)

第11条 市長杯事業の実施に係る事務は、総務課において処理するものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるほか必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成23年9月7日告示第53号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の香南市長杯事業の実施に関する事務取 扱要綱の規定は、平成23年8月24日から適用する。

附 則 (平成25年11月7日告示第85号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成25年12月4日告示第88号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成26年8月18日告示第72号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日告示第11号)

(施行期日)

1 この告示は、行政不服審査法 (平成26年法律第68号) の施行の日 (平成28年4月 1日) から施行する。

(経過措置)

2 略

附 則(令和2年2月25日告示第12号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月25日告示第17号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。